

「世界一の食の島」を先導する食の街区検討委員会設置要項（案）

（設置）

第1条 空き家を活用して質の高い飲食店を誘致するなど「世界一の食の島」を先導する街の活性化のあり方について検討するため、「世界一の食の島」を先導する食の街区検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査、検討する。

- （1） 課題の整理
- （2） モデル地区の選定及び再生コンセプトの設定
- （3） 景観・建築コード等のルールを検討
- （4） 食の街区形成に資する施策の検討
- （5） 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めること

（組織及び委員）

第3条 検討委員会は、概ね委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- （1） 学識経験者
- （2） 淡路県民局
- （3） 南あわじ市商工会
- （4） 淡路島観光協会
- （5） 飲食関係者
- （6） 生産者（農水産業）
- （7） 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める者

（委員長）

第4条 検討委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

（会議）

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（関係人の出席）

第6条 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

（庶務）

第7条 検討委員会の庶務は、産業建設部商工観光課万博・観光戦略室において処理する。

（その他）

第8条 要項に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、令和6年7月19日から施行する。